

みんなの旅行 ホームページができました！



このたび、札幌・京都周辺の日帰りツアーを掲載する「みんなの旅行」のホームページを開いたしました。定番の観光地巡りの他、地域の自然や文化・歴史を体験できる多様なツアーを厳選し、ご紹介しております。また、愛媛・香川にある民泊のご予約もいただけます。

ぜひ、新しいホームページをご覧ください、次の旅の計画にお役立てください。



「みんなの旅行」 <https://i-itabi.com/>

← 検索はこちら

拡大版

かくしん労務

「課題解決と要望実現」
一筋で労務管理をサポート

西田労務経営事務所
〒003-0021
札幌市白石区栄通7丁目1-10-305
TEL011-598-9203・FAX011-598-9206
mail: sapporo@kyodo-keiei.co.jp
事務局
社会保険労務士 西田雄二
労働保険事務組合北海道経営者協会

令和6年第4号

2024年
12月20日発行

令和7年4月1日から施行の

育児・介護休業改正ポイント



男女とも仕事と育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。以下、主な改正点を紹介します。

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

子の看護休暇とは、負傷し、又は疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要な世話をを行う労働者に対し与えられる休暇で、年次有給休暇とは別に与える必要があります。労働者は、事業主に申し出ることにより、基本的に1年度のうち5日を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

お知らせ



1. 労働保険料2期領収書のご送付と3期のご納付について

労働保険事務組合に加入されております事業主様におかれましては、2期労働保険料の領収書を同封しておりますのでご確認ください。また、過日ご案内のとおり、3期の納期限は2025年2月6日ですのでお願い致します。

2. 健康保険証について

2024年12月2日以降に入社された方・扶養に入られた方について、新しい健康保険証の発行はされません。今後はマイナンバーカードを基本とした仕組みに移行するため、ご注意ください。詳細は別紙確認の上、ご不明点がございましたら担当者までご連絡ください。

3. 年末年始の業務について

12月28日(土)から1月5日(日)までお休みとさせていただきます。緊急時は事務所へメール、お電話等いただければ転送または留守電にてご対応致します。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大 義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 育児休業取得状況の公表義務適用拡大 義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数 300人超 の企業

4 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和 労使協定を締結している場合は就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

5 介護離職防止のための雇用環境整備 義務

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備(相談窓口設置)
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

※i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

6 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等 義務

(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関する事
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)のご案内 人材育成・賃金引き上げ等で通常の1.5倍の助成となります

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)には2つのメニューがあります。就職困難者を業務経験のない職種で雇い入れた際、下記メニューに該当する取り組みを実施すると、通常の1.5倍の助成を受けることができます。

【成長分野メニュー】

成長分野の業務に
雇入れ

+

雇用管理改善
or 能力開発

成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れ、当該労働者への雇用管理改善や能力開発を行うもの

【人材育成メニュー】

人材開発支援助成金を
活用した訓練

+

5%以上の
賃金引き上げ

人材開発支援助成金に基づく50時間以上の教育訓練を行ったうえで、雇入れ時より5%以上賃金引き上げを行うもの

助成額 特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

採用する労働者	合計助成額	支払い方法
母子家庭の母 高齢者(60歳以上) 生活保護受給者等 など	90万円(75万円) 短時間: 60万円(45万円)	45万円(37.5万円) × 2期 短時間: 30万円(22.5万円) × 2期
就職氷河期世代不安定雇用者	90万円(75万円)	45万円(37.5万円) × 2期
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180万円(75万円) 短時間: 120万円(45万円)	45万円 × 4期(37.5万円 × 2期) 短時間: 30万円 × 4期(22.5万円 × 2期)
重度障害者、45歳以上の障害者、 精神障害者	360万円(150万円) 短時間: 120万円(45万円)	60万円 × 6期(50万円 × 3期) 短時間: 30万円 × 4期(22.5万円 × 2期)

※()内は大企業に対する支給額

- ・半年ごとに助成金を支給します。「2期」の支払い方法の場合、採用から半年後(1期)、1年後(2期)の2回支給。
- ・「短時間」労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者のことをいいます。
- ・所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合には、支給額が減額されることがあります。

対象労働者

通常のコース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方・身体障害者・知的障害者・精神障害者 ・母子家庭の母等・父子家庭の父・ウクライナ避難民など
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者・難治性疾患患者
就職氷河期世代安定雇用実現コース	・就職氷河期世代で不安定な雇用を繰り返す者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者・生活困窮者

採用の雇用形態：**正規雇用、無期雇用、有期雇用(自動更新※)**として採用する方が対象
 ・「対象労働者が望む限り更新できる契約」の場合のみ助成対象。勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は助成対象外。
 ・「就職氷河期世代安定雇用実現コース」は、正規雇用の場合のみ助成対象。

これまでの職歴：**未経験職種**に就職する方が対象
 ・求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介をします。原則は、それをもって対象者の要件に該当するものとなります。



特定求職者雇用開発助成金の金額が拡充されて使いやすくなりました！
詳細が気になる方は担当者までお問い合わせください。